

災害対策の為の財政基盤強化について

近畿部会提出
説明担当 福知山市

京都府内においては、平成24年8月13日及び14日の豪雨、全国で初めて大雨特別警報が発令された平成25年台風18号による9月15日から17日にかけての大雨、平成26年8月豪雨により3年連続して河川の氾濫や山崩れ等の災害に見舞われ、家屋の流失・損壊・浸水、道路の寸断・冠水、田畑の冠水など甚大な被害が発生した。

近年の地球温暖化の影響を受け、局地的な豪雨により今後も浸水被害の多発が危惧されるなか、災害発生時には、早急な復旧対策はもちろんのこと災害を未然に防止することが重要である。

さらに、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害により改めて市街地における土砂災害の恐ろしさ、情報伝達のソフト対策の重要性を認識したところである。

また、被災者の生活再建支援にあたっては、現行の被災者生活再建支援法によって住宅被害への支援が図られているが、支援水準が十分でなく自治体が一定の上乗せをせざるを得ない状況にある。

よって国におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 内水排除のため河川改修事業を促進すること。
2. 都市下水路の整備を促進すること。
3. 都市型浸水害対応の雨水貯留施設の整備を促進すること。
4. 単独の災害復旧事業へも手厚い財政措置を講じること。
5. 改正土砂災害防止法の円滑な運用に努め、土砂災害警戒区域等の指定が進むよう財政、技術的支援を講じること。
6. 被災者生活再建支援法の住宅再建支援額の引き上げ、支援対象制限の緩和など、被災者支援の充実を図ること。